

住まいの耐震化

命を守るため！まずは耐震診断から

令和5年度版

木造住宅の耐震化補助制度のご案内

各市町の制度の詳細、補助のお申込み等はこちらまで

補助金額等は市町によって異なる場合がありますのでご確認をお願いします

各市町担当窓口

市名	担当部署名	電話番号	町名	担当部署名	電話番号
桑名市	都市整備課	0594-24-1295	木曾岬町	建設課	0567-68-6106
いなべ市	住宅課	0594-86-7809	東員町	建設課	0594-86-2809
四日市市	建築指導課	059-354-8207	菰野町	都市整備課	059-391-1141
鈴鹿市	建築指導課	059-382-9048	朝日町	産業建設課	059-377-5658
亀山市	建築住宅課	0595-84-5038	川越町	産業建設課	059-366-7117
津市	建築指導課	059-229-3187	多気町	建設課	0598-38-1116
松阪市	防災対策課	0598-53-4034	明和町	生活環境課	0596-52-7117
伊勢市	住宅政策課	0596-21-5596	大台町	建設課	0598-82-3788
鳥羽市	建設課	0599-25-1172	玉城町	建設課	0596-58-8205
志摩市	営繕室	0599-44-0306	度会町	建設水道課	0596-62-2420
伊賀市	住宅課	0595-22-9737	大紀町	防災安全課	0598-73-3318
名張市	営繕住宅室	0595-63-7740	南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704
尾鷲市	建設課	0597-23-8243	紀北町	建設課	0597-46-3120
熊野市	防災対策推進課	0597-89-4111(337)	御浜町	建設課	05979-3-0521
			紀宝町	防災対策室	0735-33-0335

耐震事業関係団体

耐震診断や補強工事の詳細はこちらまで

団体名	所在地	対象エリア	電話番号
特定非営利活動法人三重県木造住宅耐震促進協議会	〒514-0037 津市東古河町 8-17	県内全域 (大紀町を除く)	059-246-7131
特定非営利活動法人安心なまちづくりの会	〒519-3204 紀北町東長島 429-4	尾鷲市、大紀町、紀北町	090-4119-9971 0597-47-3895

県担当窓口

その他のお問い合わせ等はこちらまで

団体名	担当部署名	所在地	電話番号
三重県	県土整備部住宅政策課	〒514-8570 津市広明町 13	059-224-2720

1 耐震診断が **無料!**

むりょう

(昭和56年5月以前の対象住宅)

2 耐震改修設計に **18万円** 補助!

ほじょ

3 耐震改修工事に **最大100万円** 補助!

簡易改修工事は最大 **30万円**

また、耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事にも **最大20万円** の補助の **上乗せ!**

さらさら 使う予定のない空き家をお持ちの方にも朗報!

解体工事にも最大 **20.7万円** 補助!

(一部の市町では実施していません)

【ご注意】市町によって補助制度が異なるほか、予算には限りがありますので、詳しくは各市町の担当窓口にお問い合わせください

たいしょうじゅうたく むりょう たいしんしんだん う
対象住宅であれば、無料で耐震診断を受けられます！

昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅(*1)ですか？

階数は 3 階以下ですか？

無料で耐震診断を受けられますので、市町に申し込んでください(*2)

専門家から電話で日程調整のうえ、現地調査を行います

調査後、診断結果と補強が必要な場合の概算工事費をお伝えします

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
診断結果	耐震性なし 		耐震性あり 	
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

今なら診断費用
(5万円程度)
が何とタダ!!



(*1) 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁(ツーバイフォー)構法以外は対象外となります。

(*2) 市町によって申込時期等が異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

たいしんしんだん けっか とうかい かのうせい たか
耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある、または、高い」
 (評点1.0未満) 住宅を「一応倒壊しない」(評点1.0以上)
 住宅にするための耐震改修設計を行います

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

支援内容

標準補助金額

設計費の 2/3 の額 (最大 18 万円)

耐震改修設計

かい しゅう
改修設計

所定の耐震改修工事を行うと補助以外に**税制上の優遇も！**

① 所得税の控除

控除限度額 250 万円

控除率 10%・控除期間 1 年

要件を満たすと、「耐震工事の標準的な費用の額」(補助金額は差し引きます)の 10%(最大 25 万円)の所得税の控除を受けられます。

(適用期間)~令和 5 年 12 月 31 日まで

② 固定資産税の減額

改修家屋(120 m²相当分まで)
固定資産税を 1/2 減額

要件を満たすと、仮に年額 5 万円であれば、2.5 万円に減額されます

(適用期間)~令和 6 年 3 月 31 日まで

詳細は
国の HP を
チェック!!



3
改修工事

たいしんかいしゅうせつけい もと たいしんかいしゅうこうじ おこな
耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を行います

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

耐震改修工事

工事費が 200 万円
なら自己負担は
100 万円に
抑えられるよ!!
※別途工事監理費等は必要です

支援内容

標準補助金額 国と県・市町の両方の補助が受けられます(*3)

- ① 国 : 工事費の 2/5 (最大 50 万円)
- ② 県・市町 : 工事費の 2/3 (最大 50 万円)

工事費用の負担の問題などから、
まずは評点を 0.7 以上にする簡易改修工事を行うこともできます

診断結果の評点	0.7 未満	0.7 以上 1.0 未満	1.0 以上 1.5 未満	1.5 以上
区分	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

簡易改修工事

実施市町が限られていますのでご注意ください

支援内容

標準補助金額
工事費の 2/3
(最大 30 万円)

リフォーム
工事

たいしんかいしゅうこうじ どうじ おこな こうじ ほじょう
耐震改修工事と同時にリフォーム工事にも補助を受けられます

(*4) 住宅の機能や性能を向上させる目的で行う工事に限ります。

支援内容

標準補助金額
工事費の 1/3
(最大 20 万円)

せっかく工事
するんだし、
補助を受けて
キッチンも
新しくするぞっ



さらに
解体工事

耐震性のない木造住宅(空き家)を
解体し、除却する場合にも補助を受けられます

支援内容

標準補助金額
工事費の 23% (最大 20.7 万円)



解体工事の補助が受けられるのは大紀町・紀宝町を除く 27 市町となりますのでご注意ください

【注意】市町によって補助制度や要件が異なるほか、予算には限りがありますので、詳しくは各市町の担当窓口にお問合わせください